

第1条（しまぎん・ピスカカード）

1. 「しまぎん・ピスカカード」（以下、「本カード」といいます。）とは、株式会社島根銀行（以下、「当行」といいます。）の普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。）のキャッシュカードとしての機能（「しまぎんキャッシュカード規定」および「しまぎん IC キャッシュカード特約」により定められた機能をいい、以下、「キャッシュカード機能」といいます。）およびカードローンのローンカードとしての機能（「カードローン契約」、「カードローン契約追加約款」、「カードローン取引に関する契約」、「しまぎんローンカード規定」により定められた機能をいい、以下、「ローンカード機能」といいます。）（以下、キャッシュカード機能とローンカード機能を総称して「キャッシュカード機能等」といいます。）ならびにしまぎんユーシーカード株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「しまぎん UC カード会員規約」および「しまぎん・ピスカカード特約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を1枚で提供するカードのことをいいます。
2. 「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「しまぎんキャッシュカード規定」、「しまぎん IC キャッシュカード特約」、「しまぎん UC カード会員規約」、「しまぎん・ピスカカード個人情報の取扱に関する同意書」、「しまぎん・ピスカカード特約」、「カードローン契約」、「カードローン契約追加約款」、「カードローン取引に関する契約」、「しまぎんローンカード規定」および本規定を承認のうえ、当行および当社（以下、「両社」といいます。）に本カードの利用を申し込み、両社が利用を認めた方（以下、「利用者」といいます。）に対し、両社は、「しまぎんキャッシュカード規定」および「しまぎん IC キャッシュカード特約」により発行されるキャッシュカード、「しまぎんローンカード規定」により発行されるローンカード（以下、キャッシュカードとローンカードを総称して「キャッシュカード等」といいます。）、および「しまぎん UC カード会員規約」、「しまぎん・ピスカカード特約」により発行されるクレジットカードに代えて、本カードを発行し、貸与するものとします。
3. 本カードにおけるクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座（以下、「決済口座」と称します。）は、本カードが発行される普通預金口座とし、それ以外の口座は決済口座に指定できないものとします。

第2条（本カードの貸与および譲渡等の禁止）

1. 本カードの所有権は、両社に帰属するものとします。
2. 利用者は、善良なる管理者の注意をもって本カードの使用と管理を行うものとし、本カードを第三者に貸与、質入れ、譲渡等その占有を第三者に移転することはできません。
3. 利用者は、本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自署するものとします。

第3条（本カードの発行）

本カードの発行は、当行もしくは当社が自ら、または当行もしくは当社が指定する第三者に委託して行うものとします。

第4条（本カードの盗難・紛失等）

1. 利用者が、本カードを盗難、搾取もしくは横領（以下、「盗難」と総称します。）され、または紛失した場合は、速やかに両社それぞれに電話等により届出のうえ、当行所定の書面で当行に届出を行うと共に所轄警察署へ届出を行うものとします。当行は利用者による書面による届出を当社に送付

します。当社は本条をもって「しまぎん UC カード会員規約」に定める届出があったものとします。

2. 盗難・紛失の届出を両社が受けた場合には、当行はキャッシュカード機能等を、当社はクレジットカード機能をそれぞれ停止するものとします。
3. 盗難・紛失により被る損害については、利用者と当行の間では「しまぎんキャッシュカード規定」および「しまぎんローンカード規定」が、利用者と当社の間では、「しまぎん UC カード会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。

第5条（届出事項の変更）

1. 利用者が届け出た指名、勤務先、住所、電話番号等に変更があった場合には、利用者は当行所定の書面により当行あて届け出るものとします。利用者が届け出た変更事項については、当行は当社へ送付し、これをもって「しまぎん UC カード会員規約」に定める届出があったものとします。
2. 前項のうち窓口でのクレジットカード暗証番号の変更があった場合には、あわせて当該本カードを当行または当社に返却するものとします。なお、新たに本カード交付されるまでの間、利用者は本カードを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第6条（本カードの有効期限）

1. 本カードは、有効期限があり、有効期限到来時には新しい本カード（以下、「更新カード」といいます。）を利用者の当社届出住所あてに送付するものとします。当社がクレジットカード機能の引き続きの利用を認めない場合は、有効期限到来まで使用した本カード（以下、「旧カード」といいます。）は更新せず、キャッシュカード機能等は旧カードにて継続使用するものとします。
2. 前項の後段記載の場合であって利用者が本カードを有効期限内に一度も利用することなく当行がカード未利用と判断した場合はキャッシュカード等を送付しない場合があります。
3. 有効期限到来まで使用した本カード（以下、「旧カード」といいます。）のキャッシュカード機能等は、更新カードのキャッシュカード機能等を利用されること、または新カード発行月の翌月末以降利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
4. 利用者が前条第1項の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合でも有効期限到来により旧カードのキャッシュカード機能等とクレジットカード機能は無効になります。

第7条（機能の分離等）

1. 利用者は、本カードのクレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカード等の発行を希望する場合、または、本カードのキャッシュカード機能等とクレジットカード機能を分離し、当行のキャッシュカード等としまぎん UC カードの発行を希望する場合には、当行に所定の書面により申込みまたは届出を行うものとします。利用者が提出した書面については、当行から当社に送付し、これをもって「しまぎん UC カード会員規約」に定めるクレジット利用の申込みまたは所定の退会手続きがあったものとします。なお、この場合には、本カードのご利用はできなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
2. 前項の場合において、新たに当行所定のキャッシュカード等またはしまぎん UC カードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能等およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第8条（本カードの切替）

1. 利用者は、本カードのクレジットカード機能のうち、しまぎん・ピスカカードのカード種類の変更（以下、「切替」といいます。）を希望する場合には、当行所定の書面により当行あて申込みを行うものとします。利用者が提出した申込書については、当行から当社に送付し、これをもってしまぎ

ん・ピスカカードの切替の申込みが当社にあったものとします。

2. 前項の場合、旧カードのキャッシュカード機能等は、新たなカードのキャッシュカード機能等を利用されることにより利用できなくなります。また、旧カードのクレジットカード機能は、新たなカード発行の25日営業日後に利用できなくなります。

第9条（クレジットカード機能の利用停止等と返却）

1. 利用者が「本規定」、「しまぎんUCカード会員規約」もしくは「しまぎんピスカカード特約」に違反した場合、その他当社が合理的な判断により利用者として継続利用していただくことが困難と考えた場合は、当社は、通知・催告等を行うことなくクレジットカード機能の利用停止または利用資格を取り消す（以下、「利用停止等」と総称します。）ことができるものとします。
2. 当社が前項によりクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、利用者は本カードをただちに当行または当社の指示に従い当行または当社に返却するものとし、本カードを返却後に当行がキャッシュカード等を発行し貸与するものとします。
3. 前項の場合、新たにキャッシュカード等が交付される間、利用者はキャッシュカード機能等を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
4. 利用停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等を行うことなく、当行および提携行または当社の現金自動支払機等や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。

第10条（再発行手数料等）

1. 本カードの再発行（第7条に定める機能の分離等および第8条に定める本カードの切替を含みます。以下同じ。）を申し込むときは、当行所定の書面により当行あて申し込むものとします。利用者が提出した申込書については、当行から当社に送付し、これをもって「しまぎんUCカード会員規約」に定める申込みがあったものとします。
2. 前項によりカードが再発行される場合には、利用者は両社が案内または公表する手数料を支払うものとします。

第11条（規約および規定の適用）

本規定に特段の定めがない事項のうち、本カードのキャッシュカード機能については、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「しまぎんキャッシュカード規定」および「しまぎんICキャッシュカード特約」を、カードローン機能については「カードローン契約」、「カードローン契約追加約款」、「カードローン取引に関する契約」および「しまぎんローンカード規定」を、クレジットカード機能については「しまぎんUCカード会員規約」および「しまぎん・ピスカカード特約」をそれぞれ適用するものとします。

第12条（規定の改定）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
令和2年4月1日改定